

山口県報

平成23年
4月26日
(火曜日)

目次

告示

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の第二項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(情報企画課).....

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課).....

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課).....

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(二件)(砂防課).....

公告

平成二十三年度消防設備士講習の実施(防災危機管理課).....

国土調査の成果の認証(地域政策課).....

一般競争入札の実施(情報企画課).....

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....

製菓衛生師試験の実施(生活衛生課).....

調理師試験の実施(生活衛生課).....

平成二十三年度登録販売者試験の実施(薬務課).....

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....

職業訓練指導員試験の実施(労働政策課).....

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課).....

県営清末地区湛水防除事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....

労委公告

山口県労働委員会のおつせん員候補者.....

一五

山口県告示第九十三号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、平成二十三年五月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 補償基礎額の表第二号のイ中、「四千三十円」を、「三千九百四十円」に改める。

山口県告示第九十四号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成二十三年五月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

表中、「四、五七五円」を、「四、三二七円」に、「一三、二五五円」を、「一、七五〇円」に、「五、一一五円」を、「四、九二〇円」に、「五、七七七円」を、「五、五六五円」に、「一三、八三七円」を、「一三、〇二八円」に、「六、三四九円」を、「六、〇九〇円」に、「一六、七二二円」を、「一六、〇二八円」に、「六、八四四円」を、「六、五

三九円」に、「一九、四五四円」を「一八、五〇〇円」に、「七、〇八八円」を「六、七四九円」に、「二一、三六二円」を「二一、〇六五円」に、「七、〇一六円」を「六、六八八円」に、「二三、九一六円」を「二三、七五〇円」に、「六、六一二円」を「六、二七四円」に、「二四、九〇〇円」を「二四、四〇九円」に、「五、九〇六円」を「五、五四九円」に、「二三、四九九円」を「二三、一八三円」に、「四、六三四円」を「四、六二九円」に、「二〇、三六四円」を「二〇、七五四円」に、「四、〇三〇円」を「三、九四〇円」に、「一四、四一九円」を「一五、二二七円」に改める。

山口県告示第百九十五号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示(平成八年山口県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、平成二十三年五月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

表常時介護を要する状態の項中、「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中、「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

山口県告示第百九十六号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中、「ネットワークパソコン」を「ネットワーク

パソコン 電子メールセキュリティ対策機器」に改める。

山口県告示第百九十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年四月二十六日から同年五月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項

種類	構造		造		使用の方法	
	能 (m^3 /日)	力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔間
三三二八 (二基)	三・六		平成三三、 五三二	平成三三、 一二三二	平成二四、 一六	断 続
三三二八	九・三		"	"	"	"
"	六・二		"	"	"	"
三三二二 (二基)	二・二		"	"	"	"
"	一・八		"	"	"	"

総合排水処理施設	酸化分解処理槽	種 類	堰 囲 い	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処理の方式	間使用時間	の一日当たりの使用時間	概 季節的変動の要	(既)	平成二二、五、三二	工事着手予定	平成二二、三、三二	工事完成予定	平成二二、三、三二	使用開始予定	平成二四、一、一六
----------	---------	-----	-------	-----	--------------------	-------	-------	-------------	-----------	-------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------

四 汚水等の処理施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燃 ² (mg/l)	汚水等の一日当たりの量(m^3)
三三三ーリ	通 常 最 大	七	〇・三	三六	〇・一	一・五一	〇・〇二
三三三ーリ (二基)	通 常 最 大	七	〇・三	三六	〇・一	一・五一	三・二
〃	通 常 最 大	七	〇・三	三六	〇・一	一・五一	三・六
三三三ー二 (二基)	通 常 最 大	七	〇・三	三六	〇・一	一・五一	四・四
〃	通 常 最 大	七	〇・三	三六	〇・一	一・五一	六・二
三三三ー八	通 常 最 大	七	〇・三	三六	〇・一	一・五一	九・三
三三三ー八 (二基)	通 常 最 大	七	〇・三	三六	〇・一	一・五一	七・二

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「三三三ー八」、「三三三ー二」及び「三三三ーリ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機、静置分離器及び廃カス洗浄施設をいう。	三三三ーリ	〇・〇二	〃	断 続二〇時間	〃	三三三ーリ (二基)	一・五六	〃	〃	連 続二四時間	〃
---	-------	------	---	---------	---	---------------	------	---	---	---------	---

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
	通 常	最 大	(mg/l)	(mg/l)		
酸化分解処理槽	処理前	七	二七六・五	二七六・五	一九・二	
	処理後	〃	〃	〃		
	処理前	八	三	三二・七	四四・四	二六・九
	処理後	〃	〃	〃	〃	
総合排水処理施設	処理前	〃	〃	〃	二、九三六、一〇八	
	処理後	〃	〃	〃		
	処理前	〃	〃	〃	〃	二、九三六、一〇八
	処理後	〃	〃	〃	〃	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		通 常	最 大	
〃	八	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	二、九三六、一〇八
〃	九、六	化学的酸素要求量 (mg/l)	二・五	
三	二・五	浮遊物質質量 (mg/l)	四・三	一四〇、四〇〇
五	六	鉛油類 (mg/l)	一・二	
一〇	六	窒素 (mg/l)	〇・一	二、九三六、一〇八
二〇	三	リン (mg/l)	〇・二	
〃	一	室 態 の 値	〇・九	二、九三六、一〇八
一・三	〇・九	室 態 の 値	一・二	
二・二	一・二	室 態 の 値	〇・一	二、九三六、一〇八
〃	〇・一	室 態 の 値	〇・二	

山口県告示第百九十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年四月二十六日から同年五月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 東ソー株式会社
- 住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地 名称 東ソー株式会社南陽事業所 所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設の種別 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機並びに同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機及び静置分離器
- 四 変更しようとする事項の内容 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値																						
		水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 量		窒素		燐		汚水等の一日当たりの量 (m³)												
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大											
"	変更前																							
	変更後																							
"	変更前																							
	変更後																							
"	変更前																							
	変更後																							
"	変更前																							
	変更後																							
三三 一八	変更前																							
	変更後																							
三三 一八 (二基)	変更前																							
	変更後																							
"	変更前																							
	変更後																							
二七 一〇	変更前																							
	変更後																							

酸化分解処理槽	処理前		種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	変更後	変更前			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
	七		通常	最大	通常	最大
	九、六		通常	最大	通常	最大
	二、七六、五		通常	最大	通常	最大
	二、七六、五		通常	最大	通常	最大
	四八		通常	最大	通常	最大
	四八		通常	最大	通常	最大
	検出せず		通常	最大	通常	最大
	四四・四		通常	最大	通常	最大
	四四・四		通常	最大	通常	最大
	一・〇八		通常	最大	通常	最大
	一・〇八		通常	最大	通常	最大
	一九・二		通常	最大	通常	最大
	一九・二		通常	最大	通常	最大

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

総合排水処理施設	酸化分解処理槽	種 類	項目		能 力 (m³/日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
			変更後	変更前								
			変更後	変更前								
			"	堰、田		チタン製						
			"	三、八四〇、〇〇〇		一九・二酸						
			"	沈殿		酸化						
			"	"		連続						
			"	"		二四時間						
			"	"		変動なし						
			(既)			平成二二、五、三二						
						平成二二、三、三一						
			(設)			平成二四、一、一六						

(二) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

備考	" (二基)		" (二基)		" (二基)	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
「二七〇」並びに「三三八」及び「三三二」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機並びに同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機及び静置分離器をいう。						
	七・五		七・五		一、二八四	一、二八四
	"	"	"	"	"	"
	〇・五	二	〇・四	二	五〇	五〇
	〇・五	二	〇・四	二	五〇	五〇
	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"
	検出せず	一・五	検出せず	一・三	"	"
	検出せず	一・五	検出せず	一・三	"	"
	検出せず	〇・〇六	検出せず	〇・〇六	"	"
	検出せず	〇・〇六	検出せず	〇・〇六	"	"
	四・二	三・六	五・二	三・四	〇・〇二	〇・〇三
	四・二	三・六	五・二	三・四	〇・〇二	〇・〇三

山口県告示第百九十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和四十六年山口県告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

愛宕地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を一般国道一八七号北側境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

市 名	岩 国 市
大 字 名	美 川 町 南 桑
字 名	悪 磯 石
地 番	二六二三の一 三五八三 三五八一 三五七六の一 三五七六の二 三五七六の三 三五七六の四 三五七六の五 三五七六の六 三五七六の七 三五七六の八 三五七六の九
標 柱 番 号	一 号 二 号 三 号 四 号 五 号 六 号 七 号 八 号 九 号

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	項目	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水水の日当たりの量 (m ³)
			通 常	最 大	
変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	八	九・六	二、九三六、一〇八 二、九三六、一〇八
"	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	二・五	四・三	
変更後	変更前	浮遊物質 (mg/l)	六	一三	二、九三六、一〇八 二、九三六、一〇八
"	"	油類 (mg/l)	一	〇・九	
変更後	変更前	窒素 (mg/l)	〇・一	〇・二	二、九三六、一〇八 二、九三六、一〇八
"	"	リン (mg/l)	〇・一	〇・二	

総合排水処理施設		処理前		処理後	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	八	七	七
"	"	"	"	九・六	九・六
"	"	"	"	二・九	二・九
"	"	"	三	七・八	七・八
"	"	"	五	二・四	二・四
"	一〇	"	一四〇	三五	三五
"	二〇	"	二八〇	三五	三五
"	"	"	一	検出せず	検出せず
"	"	"	一・三	三二・七	三二・七
"	"	"	二・二	三二・七	三二・七
"	"	"	〇・一	〇・七七	〇・七七
"	"	"	〇・二	〇・七七	〇・七七
"	"	"	二・五五、一〇六	二六・九	二六・九
"	"	"	二・五五、一〇六	二六・九	二六・九

岩 国 市 小 瀬	伊 ッ リ バ	一八三の三	一 号
稻 迫	一五〇の一	二 号	
寺 脇	二〇七の二	三 号	
寺 脇	二〇五地先	四 号	
寺 脇	一七一	五 号	
寺 脇	一七一	六 号	
寺 脇	一三三の四	七 号	
寺 脇	一三三の四	八 号	
寺 脇	一三三の四	九 号	
寺 脇	二六九	十 号	
寺 脇	二七一の五	十一 号	
寺 脇	二七五	十二 号	
寺 脇	二六四	十三 号	
寺 脇	二六七の一	十四 号	
寺 脇	二六七の一	十五 号	
寺 脇	二六八の一	十六 号	

小瀬地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
 二 区域の範囲
 一次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱
 一号と二十一号を結んだ線に囲まれた区域

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第二百号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成十年山口県告示第五百五十四号）の一
部を次のように改正する。

悪 磯 石	二五七九の五地先	十 号
二五九〇の一 地先	十一 号	
二六〇一の一 地先	十二 号	

- 一 受講対象者
 次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者
- (一) 消火設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類
- (二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類
- (三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類
- 二 講習の日時及び場所
- (一) 消火設備
- | | | |
|------------|-----------|------------------|
| 平成二三、九、一五 | 午前九時三十分から | 山口市湯田温泉五丁目一番一号 |
| 午後五時まで | | 山口県婦人教育文化会館 |
| 平成二三、一〇、一六 | 午後九時三十分から | 周南市鼓海二丁目一八の二四 |
| 午後五時まで | | 財団法人周南地域産業振興センター |
- (二) 警報設備
- | | | |
|------------|-----------|----------------|
| 平成二三、一〇、一二 | 午前九時三十分から | 山口市湯田温泉五丁目一番一号 |
| 午後五時まで | | 山口県婦人教育文化会館 |

(一四) 平成二十三年度消防設備士講習の実施
 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十の規定に基づき、平成二十三年度消防設備士講習を次のとおり実施します。
 平成二十三年四月二十六日
 山口県知事 二井 関 成



伊 ッ リ バ	二六八の一	十七 号
稻 迫	二五一地先	十八 号
二五〇の二	十九 号	
二〇三 地先	二十 号	
一九〇	二十一 号	

周南市鼓海二丁目一八の二四
財団法人周南地域地場産業振興セン
ター

下関市消防訓練センター

(三) 避難設備・消火器

日 時 場 所

平成二三、一〇、二六 午前九時三十分から
午後五時まで

宇部市大字川上七四
山口宇部農業協同組合

山口市湯田温泉五丁目一番一号
山口県婦人教育文化会館

周南市鼓海二丁目一八の二四
財団法人周南地域地場産業振興セン
ター

山口市 二七

山口市 二八

三 講習の科目

(一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

(三) 効果測定

四 講習の一部免除

一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の

(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

平成二十三年七月二十日(水曜日)から同年八月十九日(金曜日)までの間に、山

口市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三〇八二二)財団法人山口県消防設備協会

六 提出書類

(一) 受講申請書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影し

た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼るこ

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本

部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三一一三

六〇)又は財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九三三二七七七八)にするこ

と。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を

貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一一五) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十一年四月二十一日から 平成二十二年十二月十四日まで	下関市地籍簿	豊北町大字田耕の一部
山口市	平成二十一年四月七日から 平成二十二年八月三十日まで	山口市地籍簿	山口市小郡上郷の一部
"	平成二十一年四月七日から 平成二十二年九月二十七日まで	" "	山口市江崎の一部
"	平成二十二年九月二十九日まで	" "	山口市阿東生雲中及び阿東 生雲東分の各一部

二 認証年月日

平成二十三年四月二十六日

(一一六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

電子メールセキュリティ対策機器 一式

(二) 物品の特質等

- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 使用期間
平成二十三年八月一日から平成二十四年九月三十日までの間
- (四) 使用場所
山口県地域振興部情報企画課
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
 - (四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (五) 平成二十三年四月二十六日から同年六月七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
 - (六) 平成二十二年四月一日から平成二十三年四月二十六日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)(一)に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績を有していること。
 - (七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)(でないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付

- 五 山口県地域振興部情報企画課において交付する。
入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県地域振興部情報企画課
 - (三) 受領期限
平成二十三年六月六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十三年六月七日午前十一時)
 - 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室
 - (二) 日時
平成二十三年六月七日午前十一時
 - 七 入札保証金
免除する。
 - 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
 - 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 十 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十三年五月十六日午後五時十五分までに山口県地域振興部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十三年五月二十三日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績について記載した書面
 契約保証金
 免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課(電話〇八三一九三三二一八六二)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of Email security equipments

(3) Use term: From August 1, 2011 to September 30, 2012

(4) Use place: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2862)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., June 6, 2011 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., June 7, 2011)

(一七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年六月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年四月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 やまぐち里山環境プロジェクト

代表者の氏名 嘉村 則男

主たる事務所の所在地 山口市仁保上郷一五六七番第二地

三 定款に記載された目的

山口において、食や農業・環境問題に係る事業を推進することにより、都市と農村の交流拡大や地域の活性化、地域住民の活力増進に寄与すること。

(一八) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)以下「法」という。)第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成二十三年八月七日(日曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一番地
 山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 衛生法規

(二) 公衆衛生学

(三) 食品学

(四) 食品衛生学

(五) 栄養学

(六) 製菓理論及び実技

四 受験資格

法第五条又は附則第二項に規定する者であること。

五 受験願書の受付期間

平成二十三年五月十六日(月曜日)から同年六月三日(金曜日)まで(郵送の場合
は、六月三日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

- (一) 県内に居住する者
住所地を所管する保健所
- (二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)
山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (四) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類
- (五) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書
- (六) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
- 八 受験手数料
九千四百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
 - (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
 - (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十 その他
 - (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
 - (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復

はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二一九) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成二十三年八月七日(日曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- (一) 食文化概論
- (二) 衛生法規
- (三) 公衆衛生学
- (四) 栄養学
- (五) 食品学
- (六) 食品衛生学
- (七) 調理理論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書の受付期間

平成二十三年五月十六日(月曜日)から同年六月三日(金曜日)まで(郵送の場合
は、六月三日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所
県外に居住する者

(二) 山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(五) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三―九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二二〇) 平成二十三年登録販売者試験の実施

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の四第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成二十三年八月十一日(木曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

山口市吉田一六七七番地の一

山口大学

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

三 受験願書の受付期間

平成二十三年五月二十三日(月曜日)から同年六月三日(金曜日)まで(郵送の場合は、六月三日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一) 山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一百五十九条の五第二項各号のいずれかに該当することを証する書類

(三) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

六 受験手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十三年九月二十七日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇二〇)にすること。

(二二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年十二月十四日山口県公告(四〇六)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年四月二十六日から同年五月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ロックシティ防府ショッピングセンター
 所在地 防府市鐘紡町二七
- 二 意見の概要
 特に配慮を求め事項はない。

(二二三) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

項	免 許 職 種	試験の方法
一	左官・タイル科	学科試験のうち関連学科の系基礎学科
二	職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種	学科試験のうち指導方法

二 試験の日時

平成二十三年六月二十九日(水曜日)

(一) 指導方法 午前十時から午前十一時三十分まで

(二) 関連学科の系基礎学科 午後一時から

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 一の表一の項に掲げる免許職種に係る試験にあつては、法第三十条第五項の規定による実技試験の全部並びに学科試験のうちの指導方法及び関連学科の専攻学科の免除を受けることができない者

(三) 一の表二の項に掲げる免許職種に係る試験にあつては、受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成二十三年五月十一日(水曜日)から同月二十五日(水曜日)まで(郵送の場合

は、五月二十五日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験申請書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一)

山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書

- (二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)
- (三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料
 三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十三年七月八日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三一九三三三三三四)にすること。

(二二三) 土地改良事業の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の完了の届出がありました。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事	二井 関成
土地改良事業を行った者の名称又は氏名	事業の名称
山口市	沖の原地区 ほ場の整備
	工事着手時期
	平成一八、一一、二
	工事完了時期
	平成二三、三、三〇

(二二四) 県営清末地区湛水防除事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

県営清末地区湛水防除事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営清末地区湛水防除事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年四月二十七日から同年五月十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



公 告

山口県労働委員会のおっせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成二十三年四月十四日現在の山口県労働委員会のおっせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十三年四月二十六日

山口県労働委員会会長 大田 明登

氏 名 略 歴

大田 明登 山口県労働委員会公益委員
 弁護士

有田 謙司 山口県労働委員会公益委員
 西南学院大学法学部教授

北本 時枝 山口県労働委員会公益委員
 税理士

中村友次郎 山口県労働委員会公益委員
 弁護士

山元 浩 山口県労働委員会公益委員
 弁護士

岡本 博之 山口県労働委員会労働者委員
 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長

杉本 郁夫 山口県労働委員会労働者委員
 日本労働組合総連合会山口県連合会会長

鈴木 博文	山口県労働委員会労働者委員 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟山口県支部長
宮本千代子	山口県労働委員会労働者委員 UIゼンゼン同盟丸久労働組合専従書記
山近 和浩	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
坂田 守	山口県労働委員会使用者委員 宇部興産海運株式会社相談役
正木 宏明	山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマ顧問
松浦 秀子	山口県労働委員会使用者委員 日新運輸工業株式会社代表取締役社長
山田 義裕	山口県労働委員会使用者委員 宇部鉄工業協同組合理事長
山中 直之	山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事
瀧井 勇	前山口県労働委員会公益委員
中坪 清	前山口県労働委員会公益委員
大塚 健二	前山口県労働委員会労働者委員
中野 威	前山口県労働委員会労働者委員
橋本 雅寛	山口県労働委員会事務局長
藤林 昭久	山口県労働委員会事務局次長

平成二十三年四月二十六日印刷
平成二十三年四月二十六日発行

発行人所

山口県知事